

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">局長</td> <td style="text-align: center;">出納指導監</td> <td style="text-align: center;">当該事務を担当する課長又は担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(部長等共通専決事項)</p> <p>第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 副部長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			局長	出納指導監	当該事務を担当する課長又は担当課長	企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]		[略]			<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">局長</td> <td style="text-align: center;"><u>当該事務を担当する副局長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>他の副局長</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">出納指導監</td> <td style="text-align: center;">当該事務を担当する課長又は担当課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副局長</td> <td style="text-align: center;"><u>主管の総括課長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(部長等共通専決事項)</p> <p>第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 副部長、<u>副局長</u>、室長、担当技監、首席調査監、出納</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			局長	<u>当該事務を担当する副局長</u>	<u>他の副局長</u>		出納指導監	当該事務を担当する課長又は担当課長	副局長	<u>主管の総括課長</u>	<u>当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長</u>	企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]		[略]		
決裁権者		代決権者																																							
	第1順位者	第2順位者																																							
[略]																																									
局長	出納指導監	当該事務を担当する課長又は担当課長																																							
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]																																								
[略]																																									
決裁権者	代決権者																																								
	第1順位者	第2順位者																																							
[略]																																									
局長	<u>当該事務を担当する副局長</u>	<u>他の副局長</u>																																							
	出納指導監	当該事務を担当する課長又は担当課長																																							
副局長	<u>主管の総括課長</u>	<u>当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長</u>																																							
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]																																								
[略]																																									

部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(4) 副部長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(5) 副部長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関すること。

(6)～(12) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、本庁の局長にあっては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の企画室長、総務室長、政策推進室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 部の事務管理、人事、予算、経理、物品管理及び財産管理の事務に係る処理方針の決定及び実施に関すること。

(2)～(17) [略]

2 [略]

(主管室課及び出納局の管理課長共通専決事項)

第18条 主管室課及び出納局の管理課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(23) [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2 [略]

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

指導監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(4) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(5) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関すること。

(6)～(12) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、本庁の局長(復興局を除く。)にあっては、次条第1項及び第14条第1項に定める事項を専決することができる。

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の副局長、企画室長、総務室長、政策推進室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 部局等の事務管理、人事、予算、経理、物品管理及び財産管理の事務に係る処理方針の決定及び実施に関すること。

(2)～(17) [略]

2 [略]

(主管室課及び出納局の管理課長等共通専決事項)

第18条 主管室課及び出納局の管理課長(復興局にあっては、総務課総括課長)は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(23) [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2 [略]

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 産業廃棄物処理業に関すること。

廃棄物対策担当課長専決事項

- (1) 産業廃棄物処理業に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理業者育成センターの業務に関すること
。
- (3) 県外産業廃棄物の搬入事前協議に関すること。
- (4) 公共関与による廃棄物処理施設に関すること。

資源循環担当課長専決事項

- (1)～(4) [略]

4～7 [略]

(保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2・3 [略]

4 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)～(4) [略]
- (5) 災害救助業務従事の指示に関すること。
- (6) 災害救助物資の収用等に関すること。

(7)～(13) [略]

生活福祉担当課長専決事項

- (1) 災害救助物資の収用等のための立入検査に関すること。
- (2) 災害救助物資の保管者からの報告徴収及び当該災害救助物資の保管場所への立入検査に関すること。

(3)～(15) [略]

[略]

5～7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

(4) 産業廃棄物処理業者育成センターの業務に関すること

。

(5) 県外産業廃棄物の搬入事前協議に関すること。

(6) 公共関与による廃棄物処理施設に関すること。

資源循環担当課長専決事項

- (1)～(4) [略]

災害廃棄物対策課長専決事項

(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）により発生した災害廃棄物の処理に関すること。

4～7 [略]

(保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2・3 [略]

4 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)～(4) [略]
- (5) 災害救助業務従事の指示に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。
- (6) 災害救助物資の収用等に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

(7)～(13) [略]

生活福祉担当課長専決事項

- (1) 災害救助物資の収用等のための立入検査に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。
- (2) 災害救助物資の保管者からの報告徴収及び当該災害救助物資の保管場所への立入検査に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

(3)～(15) [略]

[略]

5～7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、特命参事、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 商工企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

管理課長専決事項
(1)～(9) [略]

2～7 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 [略]

第25条 商工企画室の分掌事務について、特命参事及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

管理課長専決事項
(1)～(9) [略]

特命参事専決事項

(1) 東日本大震災津波により被害を受けた企業の再建の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

2～7 [略]

(県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 [略]

(復興局の総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条の2 総務課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る広報及び県民運動に関すること。

(2) 他の都道府県の職員の受入れに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

2 企画課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。

計画課長専決事項

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る計画の進行管理に関すること。

3 まちづくり再生課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 東日本大震災津波の被災地におけるまちづくりに関する企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

4 産業再生課の分掌事務について、総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 農林水産業の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) ものづくり産業、観光産業等の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

5 生活再建課の分掌事務について、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(経営企画部長等専決事項)

第33条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長並びに経営企画部地域振興センター所長及び総務部総務センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部長	総務部長	経営企画部地域振興センター所長	総務部総務センター所長	
[略]					
2 一般旅券の交付並びに失効旅券への消印及び還付に関する事			○		宮古地域振興センター所長に限る。
[略]					

2・3 [略]

附 則

1～3 [略]

総括課長専決事項

(1) 東日本大震災津波に係る災害救助業務従事の指示に関する事

(2) 東日本大震災津波に係る災害救助物資の取用等に関する事

被災者支援課長

(1) 東日本大震災津波の被災者の生活再建の支援に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

再建資金担当課長

(1) 東日本大震災津波に係る災害救助物資の取用等のための立入検査に関する事

(2) 東日本大震災津波に係る災害救助物資の保管者からの報告徴収及び当該災害救助物資の保管場所への立入検査に関する事

特命課長専決事項

(1) 東日本大震災津波の被災者の生活再建に関する相談に関する事

(経営企画部長等専決事項)

第33条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長並びに経営企画部地域振興センター所長及び総務部総務センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部長	総務部長	経営企画部地域振興センター所長	総務部総務センター所長	
[略]					
2 一般旅券の交付並びに失効旅券への消印及び還付に関する事	○				沿岸広域振興局経営企画部長に限る。
[略]					

2・3 [略]

附 則

1～3 [略]

- 4 第12条第1項各号に定めるもののほか、本庁の県土整備部長にあっては、次に掲げる事項を専決することができる。
- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けた者の生活再建の支援を目的とした1件の予定又は見積りの価格7,000万円以上の応急仮設住宅の取得に関すること（緊急に行う場合に限る。）。

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
58 心身障害者 扶養共済制度 条例施行規則 (昭和45年岩 手県規則第43 号)の施行に 関する事務	第6条	[略]					
	第1項						
	及び第2項						
	第6条 第3項						
[略]							

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 4 第12条第1項各号に定めるもののほか、本庁の県土整備部長にあっては、次に掲げる事項を専決することができる。
- (1) 東日本大震災津波により著しい被害を受けた者の生活再建の支援を目的とした1件の予定又は見積りの価格7,000万円以上の応急仮設住宅の取得に関すること（緊急に行う場合に限る。）。

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
58 心身障害者 扶養共済制度 条例施行規則 (昭和45年岩 手県規則第43 号)の施行に 関する事務	第6条	[略]					
	第1項						
	から第3項ま で						
	第6条 第4項						
[略]							

[略]